埋蔵文化財包蔵地外での埋蔵文化財取扱いの手引き

「埋蔵文化財」とは土地に埋蔵されている文化財のことで、八尾市域の約60％が「周知の埋蔵文化財包蔵地」(『八尾市埋蔵文化財分布図(令和8年度版)』を参照)で、多くの集落や古墳等の遺跡があります。

埋蔵文化財を保護するため、「八尾市文化財保護条例」及び「八尾市内遺跡発掘調査実施要綱」に基づき、埋蔵文化財包蔵地外での土木・建築工事にあたっても、下記の場合は、**「埋蔵文化財包蔵地外における工事着手届」**が必要となります。これらの手続きは、**開発協議及び建築確認申請の前に**行っていただき、八尾市と協議してください。

(「埋蔵文化財包蔵地外における工事着手届」の必要な場合)

①埋蔵文化財包蔵地に隣接して、およそ100ｍの範囲にある場所(**「埋蔵文化財包蔵予想地域」**といいます。)で、開発面積もしくは敷地面積が**300㎡以上**の事業

※埋蔵文化財包蔵予想地域については、『八尾市埋蔵文化財分布図』または、当課にご確認ください。

②**開発面積が3000㎡以上**のすべての事業

※市域全域が対象となり、包蔵予想地域外であっても、届出が必要になります。

(提出書類)

「埋蔵文化財包蔵地外における工事着手届」(押印不要)　1部

添付必要図面:1)付近見取図・2)工事配置図・3)基礎断面及び基礎伏図・4)その他埋設物断面図:浄化槽や防火水槽等(A4版を基本とする)

(協議手順)

A.**「試掘調査」** 埋蔵文化財包蔵地の広がりが予想される場合

①試掘調査の実施

試掘調査の位置や深さ、日程等の調整を行い、調査を実施します。調査の結果、顕著な遺構・遺物が見つかった場合、「遺跡発見届(第96条)」を大阪府教育委員会に提出していただき、当課と文化財保護法に基づく発掘調査等の協議を行います。

②発掘調査等の協議

工事により発見された遺跡の保護に影響がある場合、発掘調査を事業主の費用負担で行う必要があります。調査時期・期間・経費・方法を当課と協議し、発掘調査の内容について決定します。

B.**「立会調査」**(工事中の当課職員による立会)もしくは**「慎重工事」**(埋蔵文化財に影響のない場合)の判断及び対応は、埋蔵文化財包蔵地内と同様です。

↓

上記手順の協議を終えたのち、事前協議書に協議結果を裏書き。

「八尾市内遺跡発掘調査実施要綱　第7条」の抜粋

(埋蔵文化財包蔵地外の試掘調査)

第7条　第3条第1項第5号の対象は、埋蔵文化財包蔵地外で、埋蔵文化財の包蔵が予想される埋蔵文化財包蔵地から約100m以内の範囲の地域もしくは開発面積が3,000㎡を超える事業の場合とし、八尾市文化財保護条例第30条第4項の規定に基づき「埋蔵文化財包蔵地外における工事着手届(様式2)」を八尾市に提出し、試掘調査についての協議を行わなければならない。

2　試掘調査で遺跡が発見された時は、文化財保護法第96条の規定に基づき、開発事業者は遺跡発見届を提出し、発掘調査についての協議を行わなければならない。

連絡先　八尾市 魅力創造部 観光・文化財課　TEL:０７２（９２４）８５５５（直通）